

三労発基0525第8号
令和5年5月25日

四日市コンベヤート協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における騒音障害の防止については、労働安全衛生法令及び「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、その対策を図ってきたところですが、騒音性難聴の発生は後を絶たない状況が続いており、更なる騒音障害防止対策を進める必要があります。

このため、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ、今般、別添のとおり「騒音障害防止のためのガイドライン」が改訂されました。

つきましては、貴団体におかれましても、改訂の趣旨等をご理解いただきますとともに、傘下会員事業場等に対する周知等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。